

日 本 語 ***************

ご近所マナーの第1歩「ごみのだし方」

・・ふじみ野市では 4 月から ごみの出し方が変わります

都市生活でよく問題にされるのはごみ問題です。日本人、外国籍市民に限らずごみの出し方のルールをしっかり守って快適な環境つくりに協力していきましょう。特に外国人だからという言い方をされないように注意してください。

<問題> 上の写真で、ごみ出しマナーにふさわしくないと思うものは何でしょう。 (答え・ご

(答え・ごみ袋は網の中、かんやプラスチック容器は収集日に出しましょう)

ごみ出しでクレー ムが多いベスト3

- ① ごみとされるものは毎朝8時までに出すことになっています。 8時以降では積み残しになるものが出ます。こうしたごみは内 容をチェックし、捨てた家に届け、注意することも有ります。
- ② ごみの分け方(分別)や回収する日に集めないものを出すなど、内容がばらばらなので、 分別方式に従いましょう。
- ③ 燃えるごみの日には、ネットが用意されています。これは動物による散逸を防いだりするものですのですので必ずネットの中に入れるようにしましょう。

ごみはこのように分 けて出しましょう

ふじみ野市での平成21年度新しい、ごみ分別収集区分

- 1、**燃えるごみ**(生ごみ、紙おむつ、植木<太さ10cm 未満>など) (週2回集めに来ます)
- 2、容器包装プラスチック類(ペットボトルのキャップ類、プラマー

ク きのあるもの)(週1回)

- 3、**資源物1** びん、新聞紙、ダンボール、紙パック、布類 (2週に1回集めに来ます)
- 4、**資源物2** 飲み物のかん、ペットボトル、雑誌、雑がみ (2週に1回集めに来ます)
- 5、**容器包装以外のプラスティック類** プラスティック製のおもちゃ、 ポリバケツ、洗面器、ビデオテープ、CD など(2週に1回)
- 6、燃えないごみ・粗大ごみ

燃えないごみ、有害ごみ 小型家電、蛍光灯、陶器類、かがみ、なべ、フライパン、飲み物以外のかん(缶詰のかん、粉ミルクかん、せんべいかん、1斗かん、スプレー缶など(2週に1回) 粗大ごみ 大型家電、大型家具、自転車など(2週に1回) ● 平成20年まで資源物 ①びん ②ペットボトル ③古紙類(新聞、雑誌、雑紙、ダンボール、紙パック、布等) ④かん

● 平成21年からは3分類へ

< 資源物1> ①びん ②新聞紙 ③ダンボール ④紙パック⑤布

< 資源物2>①飲物のかん(専用収集ネットに入れる) ②ペットボトル ③雑誌・雑紙

<燃えないごみ、有害ごみ>に 新しく入ったもの⇒飲物以外の かん(缶詰のかん、粉ミルクか ん、せんべいかん、一斗かん、 スプレーかんなど)

www.ficec.jp/foreign/

●「インフォメーションふじみの」のバックナンバーを見ることができます

平成20年度までは、1区分だった「資源物」が2区分(かんの1部を除く)となり、収集日も異なります。今までも「燃えるごみの」中には約6割の「紙」「布類」が入っていました。これらは資源として生かせますので大切に扱いましょう。

●資源物・・・①平成21年度分から資源物は「資源物1」と「資源物2」に区分されます。今まで古紙類という区分(名称)がありましたが、それをやめて品目(新聞紙、ダンボール、雑誌・雑紙・・・)ごとに設定します。また、「雑誌・雑紙」のみ「資源物2」に変更します。

● 雑誌・雑紙とは⇒雑誌、カタログ、封筒、紙袋、紙の箱、包装紙、小さい紙などをいいます。

②今まで「資源物」に入っていた「かん」は、「資源物 2」と「燃えないごみ・有害ごみ」に分けて出します。「資源物 2」のかんは、「飲み物のかん(アルミかん、スチールかん)」だけを対象にしています。かんは中をすすぎ、アルミかんはつぶし、スチールかんはそのまま専用収集ネットに入れてください。「燃えないごみ・有害ごみ」にはいる飲み物以外のかん(缶詰かん、クッキーかん、スプレーかん、塗料かん)は、中身を空にして透明か半透明の袋に入れて出してください。

- ●容器包装プラスチック類・・・ プラマークの表示されているもので、発泡スチロール、発泡トレイ、ペットボトルのキャップ、ラベル、カップめんの容器、菓子袋、マヨネーズのチューブ、卵パック、レジ袋などがこの分類に入ります。収集回数は、週1回市全域です。
- ●容器包装以外のプラスチック類・・・この分類に入るのは、プラ製のポリバケツ、ポリタンク、 定規、ハンガー、おもちゃ、歯ブラシ、ボールペン、衣装ケース、浮き輪、ビデオテープ、CD などで。 マークの表示されていないものです。

★各国語に翻訳された「ごみの分別収集ポスター」は4月から役所やセンターにありますのでお持ちください。

外国籍市民にも定額給付金を支給予定

現在市町村では、外国人登録をした方を住 民として把握し、住民サービスの提供を行っ ています。正確な登録は皆さんの住民生活を より便利なものにするためにも重要です。

お住まいの市区町村役場で、正しい外国人 登録を行ってください。

16歳未満の方は、一緒にお住まいの親族 の方などが代わって手続きを行うことができ ます。詳しい手続きに関しては、お住まいの 市区町村役場でおたずねください。

なお、現在、日本国政府は、定額給付金の 支給を計画しています。この定額給付金は、

外国人登録原票に登録されている方(短期滞在の在留資格で在留する人、不法滞在者を除く)も対象となり、市区町村で給付されるものです。



親子で日本の農業を体験しよう!!

子供たちが土と親しむ機会が少なくなっています。出来るならば幼い時から地面に触れる経験をいっぱい持たせたいものです。

子どもと共に育つ親の会では、今年はこう した目的で新しい企画を作りました。

- ◆◆題名 親子で日本の農業を体験しよう!!
- ◆◆内容 じゃがいもの植え付けから収穫まで を体験します。
- ◆◆期間 3月から8月
- ◆◆条件 月に1回以上、畑の手入れに参加できる人
- **◆◆参加費** 1家族 3000円
- **◆◆申し込み先** ふじみの国際交流センター 子どもと育つ親の会
- **◆◆定員** 15組
- ◆◆締め切り 3月20日
- **◆◆電話&メール** 256−4290

oya@hansokuya.com

www.ficec.jp/living/